

定

款

株式会社不動テトラ

株式会社不動テトラ

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社不動テトラと称する。

2. 英文では、Fudo Tetra Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設工事の企画、設計、監理、請負、技術指導等総合的エンジニアリング
- (2) 地域開発、都市開発、海洋開発等の事業ならびにこれらに関する調査、企画、立案、設計、監理等総合的エンジニアリング
- (3) 港湾・海岸・河川施設の設計および施工
- (4) テトラポッド等消波、根固ブロックを使用する構造物の設計および施工
- (5) 前号製品の開発および製造用型枠の製造、販売、賃貸
- (6) 環境整備および公害防止に関する事業
- (7) 風力発電等新エネルギーに関する機械装置の設計、監理、施工、製造、賃貸および売買ならびに電気、熱の供給事業
- (8) 前各号に関連するコンサルタント業
- (9) 機械器具、資材ならびに商品の製造、販売および賃貸に関する事業
- (10) 砂利、骨材の採取、加工製造販売業
- (11) 船舶賃貸に関する事業
- (12) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウその他ソフトウェアの企画開発、取得、賃貸および販売に関する事業
- (13) 事務システム、計測制御システム、図形処理システムの開発、販売およびその周辺機器の販売
- (14) 不動産の所有、売買、仲介、賃貸および管理に関する事業
- (15) 宿泊施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、健康・医療施設の運営および管理に関する事業
- (16) 他の事業に対する投資ならびに金銭の貸付
- (17) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、2,725 万 5,910 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるものほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名、取締役社長1名を選定することができる。
3. 取締役会は、その決議によって執行役員を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

2. 取締役会長を定めないとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。
3. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

きる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剩余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 38 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 1 項の定めによる。
2. 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に定める社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めによる。

制 定	昭和 22 年 1 月 28 日
改 正	昭和 31 年 11 月 26 日
一部改正	昭和 38 年 11 月 29 日
一部改正	昭和 44 年 11 月 29 日
一部改正	昭和 46 年 11 月 29 日
一部改正	昭和 50 年 11 月 28 日
一部改正	昭和 57 年 12 月 22 日
一部改正	昭和 63 年 12 月 16 日
一部改正	平成 3 年 6 月 27 日
一部改正	平成 6 年 6 月 29 日
一部改正	平成 10 年 6 月 26 日
一部改正	平成 14 年 6 月 27 日
一部改正	平成 15 年 6 月 27 日
一部改正	平成 16 年 1 月 30 日
一部改正	平成 16 年 3 月 2 日
一部改正	平成 16 年 6 月 25 日
一部改正	平成 17 年 6 月 24 日
一部改正	平成 18 年 6 月 23 日
一部改正	平成 18 年 10 月 1 日
一部改正	平成 19 年 6 月 22 日
一部改正	平成 21 年 6 月 19 日
一部改正	平成 23 年 6 月 24 日
一部改正	平成 28 年 6 月 23 日
一部改正	平成 30 年 10 月 1 日
一部改正	令和 4 年 6 月 24 日
一部改正	令和 5 年 3 月 2 日